

平成30年8月13日

流山市「ビジュアル・アイデンティティ（以下「V I」という。）マニュアル」は、“住んでみたいまち”・“住み続ける価値の高いまち”を目指す「流山市」のロゴタイプ並びに「都心から一番近い森のまち」のデザイン・推奨フォント等の基本デザイン要素を明示し、その基本デザイン（表示、組合せ、使用場面）を規定し提示することを目的とする。また、緑豊かで良質な住環境を持ち、住み続ける価値の高い、流山市のブランドイメージ確立の一助とするものである。

これらのデザイン業務・V I マニュアル作成業務について、質の向上などの観点から、簡易プロポーザルコンペにより受託者を選定する。

■ 1. 事業名称 流山市ビジュアル・アイデンティティ業務委託

■ 2. 履行期限 平成30年10月12日まで

■ 3. 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとします。

また、本業務にかかるデザイン制作、データ作成、マニュアル作成（流山市原案の追記・修正）等、それにかかる一切の経費を含むものとする。

(1) 「都心から一番近い森のまち」デザインのデータ制作

- ① 成果物 「短」版・「長」版の2種類、それぞれカラー版・モノクロ版（計4種類）  
※詳細は初回打合せ時

- ② 納品形式 Illustrator 形式、JPEG 形式のデータを CD にて提出

- ③ デザインの制作について

- ・キーワードは“洗練”“センスがいい”“上質”。
- ・「都心から一番近い森のまち」のデザイン単独案や“都心から一番近い森のまち”コピーを含む案など複数（最低3つ以上）のデザイン案の方向を提案とし、最終的に市が決定する。

※デザイン案の方向の数については、初回のデザイン案提出後、状況により追加を依頼する可能性もあることを踏まえ、見積りへ反映すること。

- ・“森”と“まち”をデザイン化、緑豊かで良質な住環境をシンボリックに表現すること。“まち”については戸建てだけでなく高層・中層建物を含む案（流山おおたかの森駅周辺のイメージ）も提案すること。

- ④ デザインの編集（修正）について

- ・デザインに関する打合せ（対面）は多くても全6回（週1回）程度とする。

※実際の開催については、別途調整

- ・電話、メールによるやりとりは必要があれば随時行う。

- ・デザインデータの修正は、打合せ等の結果に伴い、随時対応とする。

(2) 流山市 V I マニュアルのデータ作成

- ① 成果物 流山市 V I マニュアルのデータ一式
- ② 納品形式 Illustrator 形式、PDF 形式のデータを CD にて提出
- ③ 流山市 V I マニュアルの作成について
  - ・流山市から 12 ページの V I マニュアルの素案データを提示する。  
これをベースに、流山市の第 I I 期シティセールスプラン等を確認し、市の全体の戦略を理解の上、受託者は戦略的・専門的な見地から必要な追記、修正を加える。必要があれば、市と協議した上で、大幅な修正も可能とする。
  - ・修正については、流山市と協議の上で行うこととする。
  - ・「流山市」のロゴについて、フォントは「ヒラギノ明朝 (W6)」を使用し、ロゴのバランス (文字サイズや文字と文字の間隔等) やカラーデータも含めて検討し作成する。
- ④ 校正作業について
  - ・全 3 回程度とする (受託者の瑕疵によるものは、これに含めない。)

■ 4. 業務に関する注意事項

- (1) 本業務に係る全ての著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む) は、市に帰属する。
- (2) 受託者は本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 契約締結後、一週間以内に方針・詳細確認等の打合せを実施し、認識合わせを行った上で、業務を開始することとする。

■ 5. 上限金額及び支払方法

- (1) 本事業における上限金額は、1,300,000 円 (消費税相当額及び地方消費税相当額を含む) とする。
- (2) 支払い方法については、業務完了後一括払いとする。

■ 6. 事業スケジュール

仕様書等の公表	平成 30 年 8 月 13 日
質問の受付	平成 30 年 8 月 13 日 ~ 8 月 15 日
質問の回答 (ホームページへ掲載)	平成 30 年 8 月 17 日
参加申込書の受付	平成 30 年 8 月 20 日 ~ 8 月 23 日
対象事業者の決定	平成 30 年 8 月 24 日
本市との協議	平成 30 年 8 月 27 日 ~ 10 月上旬
納品	平成 30 年 10 月 12 日

## ■ 7. 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 平成 25 年 4 月から平成 30 年 8 月の間に、国、県、市区町村及び民間企業において V I 業務（デザイン作成及び V I マニュアル作成を含む業務）の実績があること。  
※本公募に応募する代表事業者の実績とし、下請事業者等（デザイナー等）の実績は含まない。
- (3) 本仕様書公表の日から参加申込書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることのできないものとする。
  - ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 3 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けている者。
  - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
  - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
  - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
  - キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
  - ク 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
  - ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

## ■ 8. 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担  
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の取り扱い・著作権  
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。
- (3) 本市からの提示資料の取り扱い  
本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (4) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めるときはこの限りではありません。

(5) 虚偽の記載の禁止

参加申込書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書を無効とします。

## ■ 9. 業者選定方法

(1) 応募者は、「■ 10. 参加申込書」に記す参加申込書を作成のうえ、平成 30 年 8 月 20 日から平成 30 年 8 月 23 日までに 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を事務局に持参又は郵送で提出する。なお、受付時間は各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

※郵送の場合は、8 月 23 日午後 5 時必着

(2) 事務局は、参加申込書の内容について、「■ 13. 採点基準」に定める採点基準に則り審査する。なお、1 者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。

(3) 価格点と実績点の合計点数が一番高い応募者を事業者とする。合計点数が二番目に高い応募者を次選の事業者とする。

(4) 選考結果は各応募者に文書で通知するものとする。

(5) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(6) 審査結果は、市のホームページで公表する。

(7) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。

(8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調におわったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。

## ■ 10. 参加申込書

次の書類を、A4 版ファイルに綴じることとする。

(1) 参加申込書・・・(様式 1)

(2) 実績を証明する資料（守秘義務の範囲内にてご対応ください）

(3) 関係書類<sup>1</sup>

ア 印鑑証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）

イ 商業登記簿謄本（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）

ウ 納税証明書

エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

## ■ 11. 質問の方法

平成 30 年 8 月 15 日（午後 5 時必着）までに、任意様式によりメール又は郵送により事務局へ提出する。

<sup>1</sup> (3) 関係書類は、本市の入札参加資格を有している場合には、提出不要とします。

なお、各社の質問は1回限りとし、質問の回答は、平成30年8月17日までに、12に記す市ホームページに掲載する。

## ■12. 事務局

流山市 総合政策部 マーケティング課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6308 FAX：04-7150-0111

mail：market@city.nagareyama.chiba.jp

HP：http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/1009951/1009954/1019196.html

## ■13. 採点基準

(1) 価格点 配点 70点

価格点 = (最小の提案金額 ÷ 提案金額) × 配点 (70点) ※小数点以下切捨て

(2) 実績点 配点 30点

【平成25年4月から平成30年8月】の間に、国、県、市区町村及び民間事業者においてのV1業務(デザイン制作及びV1マニュアル作成を含む業務)の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。

また、実績を証明する資料(例:デザイン(ロゴ・マーク等)とV1マニュアル表紙など)を提案書に添付すること(守秘義務の範囲内にてご対応ください)。

※デザイン制作のみの業務については1件とカウントしない。

(デザイン制作とV1マニュアル作成を含む案件であれば1件とカウント)

※本公募に応募する代表事業者の実績とし、下請事業者等(デザイナー等)の実績は含まない。

実績	配点	実績	配点	実績	配点
100件以上	30	99 ~ 95件	29	94 ~ 91件	28
90 ~ 88件	27	87 ~ 85件	26	84 ~ 81件	25
80 ~ 78件	24	77 ~ 75件	23	74 ~ 71件	22
70 ~ 68件	21	67 ~ 65件	20	64 ~ 61件	19
60 ~ 58件	18	57 ~ 55件	17	54 ~ 51件	16
50 ~ 48件	15	47 ~ 45件	14	44 ~ 41件	13
40 ~ 38件	12	37 ~ 35件	11	34 ~ 31件	10
30 ~ 28件	9	27 ~ 25件	8	24 ~ 21件	7
20 ~ 18件	6	17 ~ 15件	5	14 ~ 11件	4
10 ~ 8件	3	7 ~ 5件	2	4 ~ 1件	1